新潟県条例第９号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（法人の事業税の税率等）
第31条　法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第３項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
(1) 法第72条の２第１項第１号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額
ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
ウ　次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額
<table><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td>100分の3.1</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td>100分の4.6</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td>100分の６</td></tr></table>(2)・(3)　（略）
２　（略）
３　他の２以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
(1) 法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額
ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
ウ　各事業年度の所得に100分の６を乗じて得</td><td>（法人の事業税の税率等）
第31条　法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
(1) 法第72条の２第１項第１号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額
ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額
ウ　次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額
<table><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td>100分の3.8</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td>100分の5.5</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td>100分の7.2</td></tr></table>(2)・(3)　（略）
２　（略）
３　他の２以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
(1) 法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額
ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額
ウ　各事業年度の所得に100分の7.2を乗じて得</td></tr>
</table>

た金額

(2)・(3)　(略)

附　則

（税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例）

第17条の２　法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第３項において同じ。）に対する事業税（平成27年４月１日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第１項及び第３項並びに前条第１項第１号及び第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の２第１項第１号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額

ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額

イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額

ウ　次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.1

(2)・(3)　(略)

２　(略)

３　他の２以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額

ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額

イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額

た金額

(2)・(3)　(略)

附　則

（税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例）

第17条の２　法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税（平成26年10月１日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第１項及び第３項並びに前条第１項第１号及び第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の２第１項第１号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額

ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ　次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3

(2)・(3)　(略)

２　(略)

３　他の２以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額

ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ　各事業年度の所得に100分の3.1を乗じて得た金額 (2)・(3)　（略）	ウ　各事業年度の所得に100分の4.3を乗じて得た金額 (2)・(3)　（略）
（不動産取得税の税率の特例） **第18条**　平成18年４月１日から平成30年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の３とする。	（不動産取得税の税率の特例） **第18条**　平成18年４月１日から平成27年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の３とする。 ２　平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に住宅以外の家屋の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3.5とする。
（不動産取得税の徴収猶予の申告） **第19条**　法附則第11条の４第２項及び第５項（不動産取得税の減額等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の４第２項又は第５項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第１項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。	（不動産取得税の徴収猶予の申告） **第19条**　法附則第11条の４第２項（不動産取得税の減額等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の４第２項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第１項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。
（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例） **第19条の４**　次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の２の７第２項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第１項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。 (1)　（略） (2)　法附則第12条の２の７第１項第２号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊 (3)　（略） ２　（略）	（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例） **第19条の４**　次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の２の７第２項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第１項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。 (1)　（略） (2)　法附則第12条の２の７第１項第２号に掲げる軽油の引取りを行う海上保安庁、警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者、自衛隊の使用する機械を管理する者、消防庁並びに地方公共団体 (3)　（略） ２　（略）
（狩猟税の賦課徴収に関する申告） **第22条の２**　法附則第32条（狩猟税の課税免除）の規定の適用を受ける者は、第93条の規定により申告をする場合は、同条に定めるもののほか、法附則第32条第１項又は第２項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付しなければならない。	（狩猟税の賦課徴収に関する申告） **第22条の２**　法附則第32条第１号（狩猟税の税率の特例）の登録を受ける者は、第93条の規定により申告をする場合は、同条に定めるもののほか、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類を添付しなければならない。

２　法附則第32条の２（第１項ただし書を除く。以下この項において同じ。）（狩猟税の税率の特例）の規定の適用を受ける者は、第93条の規定により申告をする場合は、同条に定めるもののほか、法附則第32条の２の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付しなければならない。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第　号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第22条の２の改正（法附則第32条第２項に係る部分に限る。）は、改正法附則第１条第２号に定める日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2　改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）第31条及び附則第17条の２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3　平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間の改正前の附則第18条第２項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

4　新条例附則第19条の４の規定は、施行日以後に免税証の交付を受ける者について適用し、施行日前に免税証の交付を受けた者については、なお従前の例による。

（検討）

5　県は、この条例の施行後２年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、新条例第31条及び附則第17条の２の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（この条例の失効）

6　この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。